

賃原専門委員：帰属分はどうなつていろか。

農林事務官：地代には含まれないとと思ふ。

中村委員：一般的定義には帰属分を含むとなつてゐるが。

賃原専門委員：ク48では、土地に関しては明記されてない。むしろ帰属計算の方が推計しやすいくらい。

東原國民経済計算調査室長：他人から借りていろいろ場合が問題だと思う。

中村委員：この点はチェックすること。

赤井課長：本日の御意見を尊重し推計依頼を進めた。

(次回開催予定)

中村委員：次回は7月23日(金)同時間に開催する。

(74)

IV. 損害保険の推計について

(推計担当者 篠島正尋)

1. 損害保険の概況

損害保険は、偶然の事故が起つた時、その損害を埋め合わすことを目的とし、その事故により實際に生じた損害額を評価し、支払うことを原則としている。また、生命保険が20年、30年といった長い期間の契約であるのに対し、損害保険は、比較的契約期間の短いものが多く、大部分が1年以内という実情であり、このため経済の変動にも順応しやすい。

2. 損害保険の種類と分類

(1) 事業形態による分類

ア. 火災保険

火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険、簡易火災保険、月掛火災保険、小口火災保険、月掛住宅保険、月掛商工保険、地震保険、月掛地震保険、機器保全火災保険、森林火災保険、新

(75)

価保険、火災相互保険（定期払保険）、建物更新保険、長期総合保険、田地保険。

1. 海上保険

船舶保険、貨物保険（荷物保険）、運送保険

2. 新種保険

自動車保険、日拵自動車保険、分割払自動車保険、自動車運転者賠償責任保険、自賠責保険（以上5種目を自動車保険として別に、以下を「その他新種」とか、單に「新種」という。）航空保険、傷害保険、盗難保険、信用保険（信用保険、身元保証人責任保険、販賣販売代理保険）、保証保険（入札保証、銀行保証、住宅ローン保証）、ガラス保険、漏水害保険、被風汽船保険（ボイラ、ターボセット保険）、動物保険（競走馬保険、ミンク保険）、労働者災害補償責任保険、賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険、動産総合保険、原子力保険、建設工事保険、機械保険、組立保険

(2) 事故発生の客体による分類

(76)

ア 物保険

(ア) 貨物（財産）保険

船舶保険、貨物保険、火災保険、住宅総合店舗総合保険、自動車車両保険、航空機体保険、動産総合保険など

(イ) 利益保険

利益保険、家賃保険

(ウ) 責任保険

賠償責任保険、自賠責保険、自動車・航空・船舶・機械、その他の保険の賠償責任保険。

1 人保険 --- 傷害保険。

(3) 保険加入の目的による分類

ア 家計保険

家族・小包の貨物保険・運送保険、運転者賠償保険、賠償責任保険（個人、ゴルファー、ハンター）、簡易火災保険、日拵火災保険、住宅総合保険

(共通)

火災保険、自動車保険、自賠責保険、盗難保険、動産総合保険

(77)

傷害保険、風水害保険、信用保険、住宅ローン保証保険。
 1 企業保険
 店舗総合保険、日掛商工保険、
 利益保険、建設工事保険、ガラス保険、機械保険、組立保険、
 保証保険、賠償責任保険、航空保険、船舶保険
 貨物保険、運送保険、船客傷害
 損害責任保険、労働者災害補償
 責任保険、原子力保険、ボイラ・ターボセット保険、動物保険

3 損害保険部門の範囲

(1) 民間

- ア 損害保険会社、外国損保会社
- イ 船主相互保険組合、火災共済協同組合
- ウ 農業信用保険協会
- エ 農業共済組合、農業共済事業会計、農業共済

(78)

組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会

(2) 公的

- ア 交通災害共済事業会計
- イ 地震・自燃責・木船・農業共済・漁船漁業の各再保険特別会計
- ウ 森林・輸出・機械類信用・農業融資保証の各保険会計
- エ 住完金融公庫の住完融資保険事業
- オ 中小企業信用保険公庫の保険事業

4 損害保険の保険料と保険金

損害保険の収入保険料は、直接自己の保険証券の売上げである「元委保険料」と、他の保険会社の元委契約の一部を再保険契約で引き受けた「委再保険料」があり、元委契約の一部を他社に売って再保険する（出）「再保険料」を控除して「正味収入保険料」となる。

これに対し「正味保険金」は、元委借料に対する

(79)

「支払保険金」に受再保険の「支払保険金」を加え、元受支払保険金の出再部分に対する再保険回収金を控除したものである。したがって保険料および保険金は下記のように算定される。

保険料	保険金
元受保険料	元受支払保険金
-解約返戻金	- 儲得金・回収金
-その他返戻金	+ 再保険金割戻
-満期返戻金	- 出再保険金
-無事戻金	- 保険金戻入
元受(正味)保険料	+ 支払再保険金
-出再保険料	
+再保険返戻金	
+その他再保険収入	
+受再保険料	
正味保険料	正味保険金

(80)

5. 推計方法

(1) 保険料および保険金の総額 — 損害保険部門 —

ア. 民間損害保険

(ア) 損害保険会社 --- 「保険年齢」の損害保険会社事業損益計算書より

$$\text{i. 保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他の返戻金} - \text{満期返戻金} = A$$

$$\text{再保険料} - \text{再保険返戻金} - \text{その他の収入} = B$$

$$A - B = \text{正味収入保険料}$$

$$\text{ii. 保険金} - \text{保険金戻入} = A'$$

$$\text{再保険} - \text{再保険金割戻} = B'$$

$$A' - B' = \text{正味支払保険金}$$

(1) 外国損害保険会社 --- 「保険年齢」の外国損害保険会社保険種類別事業成績一覧表より

$$\text{i. 収入保険料(元受)} - \text{同上(再保険)} \\ = \text{正味収入保険料}$$

$$\text{ii. 支払保険金(元受)} - \text{同上(再保険)} \\ = \text{正味支払保険金}$$

(81)

(イ) 船主相互保険組合——「保険年鑑」の船主
相互保険組合事業損益計算書より

$$\text{保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金} = A$$

$$\text{再保険料} - \text{再保険返戻金} - \text{その他収入} = B$$

$$A - B = \text{正味収入保険料}$$

$$\text{保険金} - \text{保険金戻入} = A'$$

$$\text{再保険金} - \text{再保険金割戻} = B'$$

$$A' - B' = \text{正味支払保険料}$$

(ロ) 火災共済協同組合——「保険年鑑」の火災

共済協同組合事業損益計算書より

$$\text{支払金} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金}$$

$$- \text{満期返戻金} = A$$

$$\text{再支給料} - \text{再共済返戻金} - \text{その他収入}$$

$$= B$$

$$A - B = \text{正味共済料金}$$

$$\text{共済金} - \text{再共済金} = \text{正味共済金}$$

1. 公的損害保険

(ア) 林業保険——「農林省所管森林保険特別会
計損益計算書」より

森林保険料 - 保険料還付金 - その他
払戻金 = 保険料受取

$$\text{保険金} - \text{保険金回収} = \text{保険金支払}$$

(イ) 輸出保険——「通商産業省所管輸出保険特
別会計損益計算書」より

$$\text{保険料} - \text{払戻金} = \text{保険料受取}$$

$$\text{保険金} - \text{回収金} = \text{保険金支払}$$

(ウ) 中小漁業融資保証保険——「農林省所管中
小漁業融資保証保険特別会計」より

$$\text{保険料} - \text{払戻金} = \text{保険料受取}$$

$$\text{保険金} - \text{回収金} = \text{保険金支払}$$

(エ) 損害類信用保険——「通商産業省所管損害
類信用保険特別会計損益計算書」より

$$\text{保険料} - \text{払戻金} = \text{保険料受取}$$

$$\text{保険金} - \text{回収金} = \text{保険金支払}$$

(オ) 地震再保険——「損益計算書」より再保険
料「決算書」より再保険収入

(カ) 木船再保険——「損益計算書」より再保険
料 - 払戻金 = 保険料受取 再保険金

「決算書」より再保險収入、再保險費

(キ) 自動車損害賠償責任再保險……「損益計算書」より

再保險料 - 払戻金 + 賦課金 - 払戻金 = 保険料受取

再保險金 + 保障費 = 保険金支払

「決算書」より

再保險収入 + 賦課金収入、再保險費 + 保障費

(ク) 農業共済再保險……「損益計算書」より

共済組連より再保險料 - 払戻金 + 果樹 - 払戻金 + 臨時畑作 + 一般会計より再保險料見合受入 = 保険料受取

再保險金（農業 + 家畜 + 果樹）+ 臨時畑作 = 保険金支払

同「決算書」より再保險料、再保險費

(ケ) 漢字再保險・漢字再保險……「損益計算書」より

再保險料 + 漢字共済保険料 = 保険料受取

再保險金 + 漢字共済保険金 = 保険金支払

「決算書」より再保險料、再保險費

(コ) 住完金融公庫……住宅融資保険料、支払保険金

(ナ) 中小企業信用保険公庫……保険料、保険金
保険金 - 回収金 = 保険金支払

(シ) 農業信用保険協会……保険料

保険金 - 回収金 = 保険金支払

(レ) 制度部門別受取・支払

(イ) の損害保険部門の保険料および保険金を次の
様な方法により制度部門別に分割する。

ア 損害保険

「保険年鑑」より損害保険種類別事業成績一
覧表より求めた保険種類別正味収入保険料、正
味支払保険金をこの(イ)に示してある、「保険
加入の目的による分類」により主たる加入者（
家計・企業・共通）の部門別に配分する。
(収入保険料と支払保険金の主たる加入者は
原則的に同じとする。)

左だし額の大きい火災保険・自動車・自賃車

保険については、各制度部門に共通する保険なので以下の様に制度部門比率を作成して保険料・保険金を分割する。

(ア) 火災保険……損害保険料率算定会「火災保険統計」により

普通物件、工場物件、倉庫物件別の保険料および支払保険金を用いる。

工場物件、倉庫物件は、法人企業とし、普通物件のうち、住宅物件は、家計とし、商業物件は、法人企業と個人企業とに折半し、商業物件中商業は、日用品、普通飲食店を個人企業とし、他を法人企業とする。事務所は、金融事務折を金融機関とし、その他の事務所は、法人企業とする。公益事業は、法人企業とする。文教用は、対家計民間非営利団体とし、サービス業は、多種あるが、医療、保健を対家計民間非営利団体とし、理髪・美容店を個人企業として、旅館、下宿、遊技、娛樂場、その他サービスは法人企業、個人企業とに折半し、その他中農林

・漁業は、個人企業とし、残差は、法人企業とする。(下記の表を参照)。

普通物件	住宅物件	家計、個人企業
商業物件	商業	日用品、普通飲食店は家計、個人企業、その他法人企業
事務所		金融業は金融機関へ、その他は法人企業
公益事業		法人企業
文教用		対家計民間非営利団体
サービス業	理髪・美容店	家計、個人企業
	旅館・下宿・遊技・娛樂場その他サービス	法人企業、家計、個人企業併せ
公有物件		一般政府
その他	農林漁業	家計・個人企業
	残差	法人企業
作業場物件		法人企業と家計、個人企業に折半
工場物件		法人企業
倉庫物件		法人企業

(1) 自賠責保険

自動車保険率算定会「自賠責保険統計」による

車種別保険料、保険金を用ひる。なお、興和

火災海上(株)

「自動車保険取扱規定期」を部門配分する際、

参考資料とする。

i) 混合自動車・乗用自動車(営業用・タクシ

ー・ハイヤー) 普通貨物自動車(営業用)

小型貨物自動車(営業用) 商品自動車、特殊

用途自動車、被けん引自動車

----法人企業とする。

ii) 乗用自動車(個人タクシー・自家用) 普通

貨物自動車(自家用) 小型貨物自動車(自

家用) 小型二輪及軽自動車

----家計と個人企業

iii) 特殊及び緊急自動車

----財政省非営利団体

1 外国損保会社

適当な分割資料がないため、加入者目的別分類

を参考として火災、自動車、自賠責---法人企業
と家計・個人企業に折半する。

その他は、法人企業に配分する。

2 その他の損保

(2) 船主相互保険組合 ----法人企業

(3) 火災共済共同組合 ----個人企業

(4) 森林保険 ----

(5) 輸出保険 ----法人企業

(6) 中小企業融資保証保険 ----金融機関

(7) 機械類信用保険 ----法人企業

(8) 地震再保険 ----金融機関

(9) 木船再保険 ----

(10) 自動車損害賠償責任再保険 ---

(11) 災害共済再保険 ----

(12) 漂船・漂葉再保険 ----

(13) 住宅金融公庫 ----

(14) 中小企業信用保険公庫 ----

(15) 農業信用保険協会 ----

(3) 制度部門別受取・支払純額

ア、帰属サービス料の制度部門別推計

まず(1)で求めた保険料と保険金を保険種類・制度部門別に「正味保険料 - 正味保険金 = 帰属サービス料」によって算出する。

イ、損害保険部門の保険料受取純額

(1)で求めた損害保険部門の保険料总额から保険金总额を差引きを損害保険部門の受取純額とする。

ウ、制度部門別損害保険料支払純額

(1)で推計された制度部門別の保険料からアで求めた帰属サービス料を控除して損害保険料支払純額とする。

なお、損害保険サービス料は生産者では中間消費に統計では、最終消費支出に計上される。

6 推計上の問題点

(1) 共済事業として保険類似の事業が行なわれているが、内容的に被共済者(被保険者)の範囲が広く、

共済金額が高額であったり、共済金や共済料金が細かく、保険と実質的に変わらないものもあるれば、されめて、不完全と思われるものもある。又、適用料金の算出方法など多くの問題がある。

(2) 自動車、自賠責保険の中で一般政府介成把握できない。

(3) 火災保険の部門分割法は1年契約のみの保険を対象としている。

付 損害保険取引の例示

表1 損害保険部門

保険料支払 100	保険料受取 160
(非金融企業へ 36)	(半金融企業から 50)
金融機関へ 25	金融機関から 40
一般政府へ 15	一般政府から 20
対家計民衆へ 10	対家計民衆から 18
家計へ 20	家計から 32

契約にもとづく前項の移動には、損害保険の純保険料(支払の場合5.1
受取の場合5.3)と同保険の保険金(受取の場合5.2、支払の場合5.4)の
含まれる。

損害保険の純保険料(保険料160 - 帰属サービス料60 = 100)は会計期
間中の損害に対し保険をかけるリスクコストをあらわしている。

損害保険に対する帰属サービス料は(保険料160 - 当該期間中に支払
われるべき保険金100 = 60)に等しい。

表2 制度部門の受払バランス

非金融企業

保険料支払 50	保険金受取 30
金融機関	
保険料支払 40	保険金受取 25
保険金支払 100	保険料受取 160

したがって損害保険業者の場合には純保険料(100)と当該期間中に支
払う保険金(100)は等しい。

- P198, 7.53 -

損害保険金のサービス料金は生産者では中间消費者に、家計では最終消
費に計上される。保険サービス料は支払保険料の額に比例して加入者の種
類別に配分することが考えられる。

- P157, 6.39 -

一般政府

保険料支払 20	保険金受取 15
対家計民間非営利団体	
保険料支払 18	保険金受取 10

- 表1から保険金の受取額(3.52)と保険金の支払額(3.54)が折り相
支出し額に記帳される。
- 此保険料が折り支出し額の3.5.3に記帳される。
- 各制度部門の保険料支払からサービス料を控除した額が折り支出し
額の3.5.1に記帳される。

家計

保険料支払 32	保険金受取 20
----------	----------

	①支払保険料	②同構成比 %	③サービス 料の割合	④逆支払
非金融企業	50	31.0	19	31
金融機関	40	25.0	14	26
一般政府	20	13.0	9	11
対家計民衆	18	11.0	7	11
家計 計	160	100.0	60	100

表3 折り支出し額

A 非金融企業

3.5.1 損害保険料 支払額 31	3.5.2 損害保険金 受取額 30
-----------------------	-----------------------

B 金融機関

3.5.1 損害保険料 支払額 26	3.5.2 損害保険金 受取額 25
3.5.4 損害保険金 支払額 100	3.5.3 損害保険料 受取額 100

C 一般政府

3.5.1 損害保険料 支払額 11	3.5.2 損害保険金 受取額 15
-----------------------	-----------------------

D 対家計民間非営利団体

3.5.1 損害保険料 支払額 11	3.5.2 損害保険金 受取額 10
-----------------------	-----------------------

E 家計

3.5.1 損害保険料 支払額 21	3.5.2 損害保険金 受取額 20
-----------------------	-----------------------